

# 富山高等専門学校 本郷キャンパス同窓会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、富山高等専門学校本郷キャンパス同窓会(愛称:ほんごう会)と称する。

(本 部)

第 2 条 本会の本部は、富山高等専門学校本郷キャンパス内に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は、必要に応じ支部を置く。支部に関しては別に定める。

(目 的)

第 4 条 本会は、会員相互の親睦、母校の発展をはかり、学術の進歩と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員名簿及び会報の発行。
- (3) 母校及び会員相互の連絡に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業。

## 第 2 章 会 員

第 6 条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 正会員 富山高等専門学校本郷キャンパス学科卒業生及び専攻科修了生
- (2) 準会員 富山高等専門学校本郷キャンパスの在校生
- (3) 特別会員 富山高等専門学校本郷キャンパスの教職員及び旧教官
- (4) 名誉会員 本会对し特に功労があり、理事会の推薦による者
- (5) 賛助会員 賛助会員は、次に掲げるものとする。
  - ①本会の準会員であったもので第1号に該当しない者。
  - ②本会の趣旨に賛助される者で、理事会が推薦した者。

## 第 3 章 役 員

(構 成)

第 7 条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名
- (2) 会 長 1 名
- (3) 副会長 2 名
- (4) 常任理事 15名以内
- (5) 理 事 クラス代表者及び支部代表者
- (6) 監 事 2 名
- (7) 顧 問 若干名

(任 務)

第 8 条 各役員は、次の任務を有する。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在又は執務不能のときは、その任務を代行する。
- (3) 常任理事 会長、副会長と共に常任理事会を構成し、本会の運営に当る。  
常任理事より、本会の広報担当、会計担当を選出する。
- (4) 理 事 各クラス又は支部を代表し、理事会において本会運営の必要事項を審議、決定する。
- (5) 監 事 本会の資産及び運営の状況を監査する。

(選出)

第9条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 名誉会長 富山高等専門学校長を推す。
- (2) 会長
- (3) 副会長 理事会において正会員中より選出する。
- (4) 常任理事
- (5) 理事 理事の選出は次の通りとする。ただし、選出困難な場合は理事会に報告する。
  - ①各クラスより1名選出する。
  - ②各支部より1名選出する。
- (6) 監事 理事会において正会員中より選出する。
- (7) 顧問 理事会の推薦により会長が委嘱する。

(任期)

第10条 役員の任期は、3年とする。但し、再選を妨げない。

## 第4章 理事会

(種類)

第11条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第12条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び監事よりなる。

(任務)

第13条 各クラス及び支部相互の連絡をはかり、本会運営のすべての必要事項を審議、決定する。

(定時理事会)

第14条 定時理事会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算、決算
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の必要事項

(臨時理事会)

第15条 臨時理事会は、次により会長が招集する。

- (1) 会長が、必要と認めたとき。
- (2) 理事会構成員の3分の1以上の要求があったとき。

(開催の通知)

第16条 会長は、原則として、開催日より7日以前に期日、場所、議案等を理事会構成員に通知しなければならない。

(決議)

第17条 理事会の決議は、本会則に別段の定めある場合を除くほか、理事会出席者の過半数で議決する。

可否同数のときは、議長が決する。

(議長)

第18条 議長には会長があたる。

## 第 5 章 常任理事会

(構成)

第 19 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事よりなる。

(任務)

第 20 条 常任理事会は、本会運営の全ての必要事項を協議し、処理する。

(招集)

第 21 条 常任理事会は、会長が招集する。

(開催の通知)

第 22 条 会長は、原則として、開催日より7日以前に期日、場所、議案等を常任理事会構成員に通知しなければならない。

## 第 6 章 総 会

(種類)

第 23 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(定時総会)

第 24 条 定時総会は、会員の親睦を目的に原則として毎年1回開催し、会長は、会務の報告をなすものとする。

(臨時総会)

第 25 条 臨時総会は、次により会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会構成員の3分の1以上の要求があったとき。

(開催の通知)

第 26 条 会長は、開催日より15日以前に期日、場所等を会員に通知しなければならない。

2 前項の通知は、下記の各号によりそれぞれその通知に替えるものとする。

- (1) 正会員 …各クラス代表者への通知
- (2) 準会員 …学生会長への通知
- (3) 特別会員 …学校長及び事務部長への通知
- (4) 名誉会員 …学校敷地内の掲示板への公告
- (5) 賛助会員

## 第 7 章 会 計

(経費)

第 27 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会 費 富山高等専門学校同窓会との協議にて、別に定める。
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

但し、第2号、第3号に該当する収入を受け入れる場合は、理事会の議決を必要とする。

(会費)

第 28 条 削除

(会費の徴収)

第 29 条 会費の徴収方法については別に定める。

(会費の不返却)

第 30 条 一度納入された会費、寄付金等は返却しない。

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第 8 章 慶 弔

第 32 条 本会の会員に関する慶弔規則を理事会の議決により別に定める。

(1) 本会会員の慶弔は、原則行わない。

(2) 本会会長、副会長、常任理事、監事が任期中に亡くなった場合は、本人の功績に対して香典2万円を支出する。

## 第 9 章 会則の改正

第 33 条 会則の改正は、理事会出席者の3分の2以上の賛成によらなければならない。

## 第 10 章 雑 則

(連絡事項)

第 34 条 本会の会員は、住所、姓名、勤務先等変更のつど、本会の本部に連絡するものとする。

(事務職員)

第 35 条 本会の庶務、会計等を処理するため、事務職員を置くことができる。

第 36 条 本会の運営その他の必要な事項については、理事会の議決により別に定める。

附 則

この会則は、昭和44年3月21日より施行する。

附 則

この会則は、昭和47年8月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和52年12月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成7年11月3日より施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月26日より施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月24日より施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月23日より施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月22日より施行する。

以上